港湾調査規則等の一部を改正する省令

（港湾調査規則の一部改正）

第一条　港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（通則）

第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である港湾統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

別表（第三条関係）

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	稚内港　紋別港　網走港　根室港　釧路港　十勝港　苫小牧港　室蘭港　函館港　小樽港　石狩湾新港　留萌港	宗谷港　枝幸港　霧多布港　えりも港　浦河港　白老港　森港　椴法華港　松前港　江差港　瀬棚港　岩内港　余市港　増毛港　羽幌港　天塩港　香深港　鴛泊港　沓形港　焼尻港　天売港　奥尻港
（略）	（略）	（略）
宮城県	仙台塩釜港	気仙沼港　雄勝港　女川港　荻浜港　金華山港
（略）	（略）	（略）
茨城県	茨城港　鹿島港	川尻港　土浦港
（略）	（略）	（略）
東京都	東京港	岡田港　波浮港　元町港　利島港　新島港　野伏港　式根島港　神津島港　三池港　御蔵島港　神湊港　八重根港　青ヶ島港　二見港　沖港
（略）	（略）	（略）
愛知県	三河港　衣浦港　常滑港　名古屋港	伊良湖港　倉舞港　東幡豆港　吉田港　河和港　師崎港　内海港　冨具崎港
（略）	（略）	（略）
兵庫県	尼崎西宮芦屋港　神戸港　明石港　東播磨港　姫路港　相生港　赤穂港	津居山港　竹野港　柴山港　江井ヶ島港　坂越港　古池港　岩屋港　淡路交流の翼港　浦港　津名港　洲本港　古茂江港　由良港　阿万港　福良港　湊港　都志港　江井港　郡家港　室津港　家島港
（略）	（略）	（略）

改正前

（通則）

第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第十八条の規定による港湾調査（以下「調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

別表（第三条関係）

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	稚内港　紋別港　網走港　根室港　釧路港　十勝港　苫小牧港　白老港　室蘭港　函館港　小樽港　石狩湾新港　留萌港	宗谷港　枝幸港　霧多布港　えりも港　浦河港　森港　椴法華港　松前港　江差港　瀬棚港　岩内港　余市港　増毛港　羽幌港　天塩港　香深港　鴛泊港　沓形港　焼尻港　天売港　奥尻港
（略）	（略）	（略）
宮城県	仙台塩釜港	雄勝港　気仙沼港　女川港　荻浜港　金華山港
（略）	（略）	（略）
茨城県	茨城港　鹿島港	川尻港　河原子港　土浦港
（略）	（略）	（略）
東京都	東京港	岡田港　波浮港　元町港　利島港　新島港　式根島港　神津島港　三池港　御蔵島港　神湊港　八重根港　青ヶ島港　二見港　沖港
（略）	（略）	（略）
愛知県	三河港　衣浦港　名古屋港	伊良湖港　福江港　泉港　倉舞港　東幡豆港　吉田港　河和港　師崎港　内海港　冨具崎港　常滑港
（略）	（略）	（略）
兵庫県	尼崎西宮芦屋港　神戸港　明石港　東播磨港　姫路港　赤穂港	津居山港　竹野港　柴山港　江井ヶ島港　相生港　坂越港　古池港　岩屋港　淡路交流の翼港　浦港　津名港　洲本港　古茂江港　由良港　阿万港　福良港　湊港　都志港　江井港　郡家港　室津港　家島港
（略）	（略）	（略）